

事 企 法 一 一 二

令和 6 年 1 月 2 3 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について（令和 5 年 1 2 月 2 0 日事企法一 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 6 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前				
別表（第1項、第2項、第4項関係）					別表（第1項、第2項、第4項関係）				
人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）	第3の第1項（第5の第1項において準用する場合を含む。）若しくは第2項、第5の第2項又は第7の第2号の承認に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄	給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）	第3の第1項（第5の第1項において準用する場合を含む。）若しくは第2項、第5の第2項又は第7の第2号の承認に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
給実甲第1306号（博士課程修了	第1の第1項ただし書若しくは第2項又は第	博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等	5年	廃棄					

者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について)	2の第2項ただし書、第3項若しくは第5項の承認に関する文書	の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1319号(在宅勤務等手当の運用について)	規則第8条関係第1項の在宅勤務等手当支給調書	在宅勤務等手当支給調書	支給しなくなる日に係る特定日以後5年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1306号(博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について)	第1の第1項ただし書若しくは第2項又は第2の第2項ただし書、第3項若しくは第5項の承認に関する文書	博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

以 上